

第16回 輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議

財務省

令和7（2025）年10月20日

検討事項

1. 第5期の公募方法について（案）

2. ガイドラインの改正について（案）

3. 今後のスケジュール（案）

4. 既採択研究における申出内容の変更について

1. 第5期の公募方法について（案）

公募枠に関する変更

- 研究の規模・スコープの大小で区分した「特定課題枠」・「課題発展枠」の2種類の公募枠を設けて、応募者自らが研究計画等に応じて公募枠を選択。
- 特定課題枠は、特定の成果を短期間で実現する研究を対象とし、採択件数を多く設定（1～2件）。課題発展枠は、データ利用期間中に課題や研究手法等を発展させる研究を対象とし、採択件数を少なく設定（0～1件）。採択件数は2枠合計で1～2件を予定。

研究期間		採択件数
特定課題枠※1	2年間（延長不可）	1～2件
課題発展枠※2	原則2年間※3	0～1件※4

※1 研究テーマを1つに絞り込んでいただき、研究成果物は最大3本までとする。

※2 課題発展枠も研究計画書等で研究成果物数等の記載を求め、それを踏まえて評価・採択。

※3 やむを得ない理由により延長を希望する場合、最長1年間を上限として、1回に限り延長を認める場合がある。

※4 採択件数が0件となる可能性がある旨を公募HPに明記。

募集テーマに関する変更

- 公募にあたっては、「国際貿易に関する研究」、「その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究」を引き続き募集テーマとしつつ、前者の研究分野の具体例として、**「サプライチェーンに関する分析」を追加。**
- 共同研究の選定手続き等においては、**公募枠で区分**して実施することとする。

【公表形式】

○募集テーマ

国際貿易に関する研究（関税及び企業行動もしくは**サプライチェーンに関する分析**を含む）、その他マクロ経済及び国際金融等に関する研究

○共同研究の選定・実施手続き

申請いただいた研究計画については、ガイドライン記載の審査基準を満たすことを確認したうえで、「輸出入申告データを活用した共同研究に関する有識者会議」の意見を踏まえ、財務省において、第5期の共同研究期間（令和8年春から2年間を想定）に実施する共同研究を決定し、結果を書面にて代表者に通知いたします。

共同研究に使用する輸出入申告データのイメージ

○第5期においては、2014年1月1日から2024年12月31日までの間に申告された輸出入申告データを提供する（第5期から2024年分を追加）。

共同研究に使用するデータのイメージ（輸入申告の例）

輸入申告番号	申告申請年月日	仕出人名	輸入者番号	輸入者英字名	NACCS品目コード	インボイス価格	インボイス通貨コード	運賃	関税課税標準額	関税額	関税課税標準数量	関税課税標準単位
12345678900	2014/01/01	SOY SAUCE INTERNATIONAL LTD	1234567890123-9000	ZAIMUSOKEN CO., LTD	2103100005	200,000	JPY	50,000	250,000	18,000	2,000	KG
23456789010	2016/05/15	KAWARA S.A.	2345678901234-0000	KANZEIKYOKU CO., LTD	6905100005	2,000	USD	500	273,750	5,475		5MT
34567890120	2020/12/31	BALL LLP	3456789012345-0000	SMART ZEIKAN LLC	9506320003	2,000	EUR	500	324,550	0	2,500	NO

（注） 上記輸入申告データのイメージは、財務省において作成した架空のものであり、仕出人や輸入者は実在しない。

2. ガイドラインの改正について

ガイドラインの改正について

■ 改正点

● 第5「個票データ等の利用申出手続」の改正

2種類の公募枠を設けて応募者自身に公募枠を選択してもらうよう、公募制度を変更することに伴い、**申出書の記載事項に「公募枠」を追加**（第5の6(1)）

【ガイドライン改正後】※以下の下線部を改正

第5「個票データ等の利用申出手続」

1～5 [略]

6 申出書の記載事項及び添付書類

代表者になっている申出者は、財務省が別に定める様式に従い(1)の事項を記載した申出書を作成し提出するものとする。また申出書には、(2)の事項を記載した書類を添付するものとする。

(1) 個票データ等の利用に関する申出書

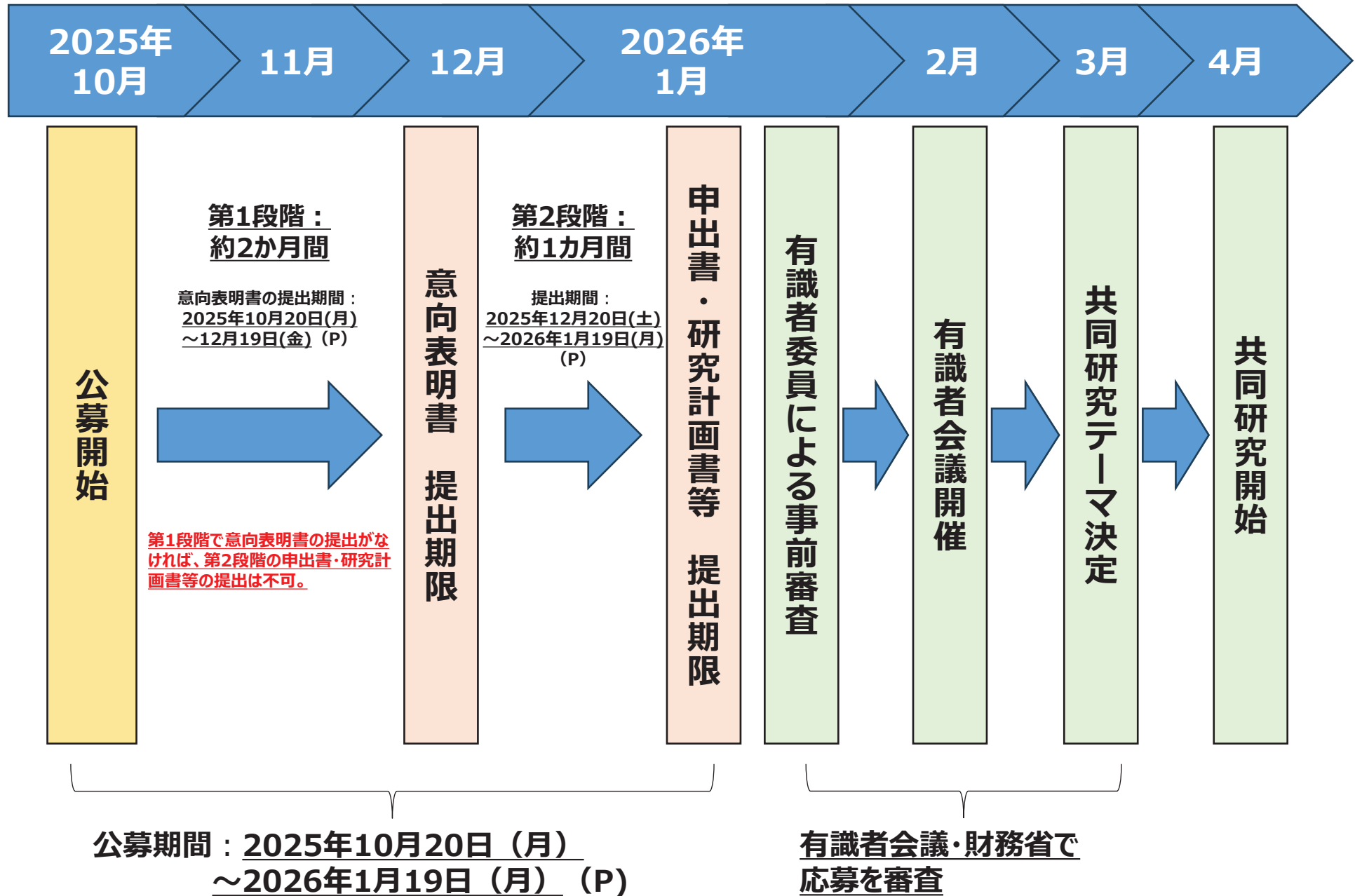
①～⑥ [略]

⑦ 公募枠

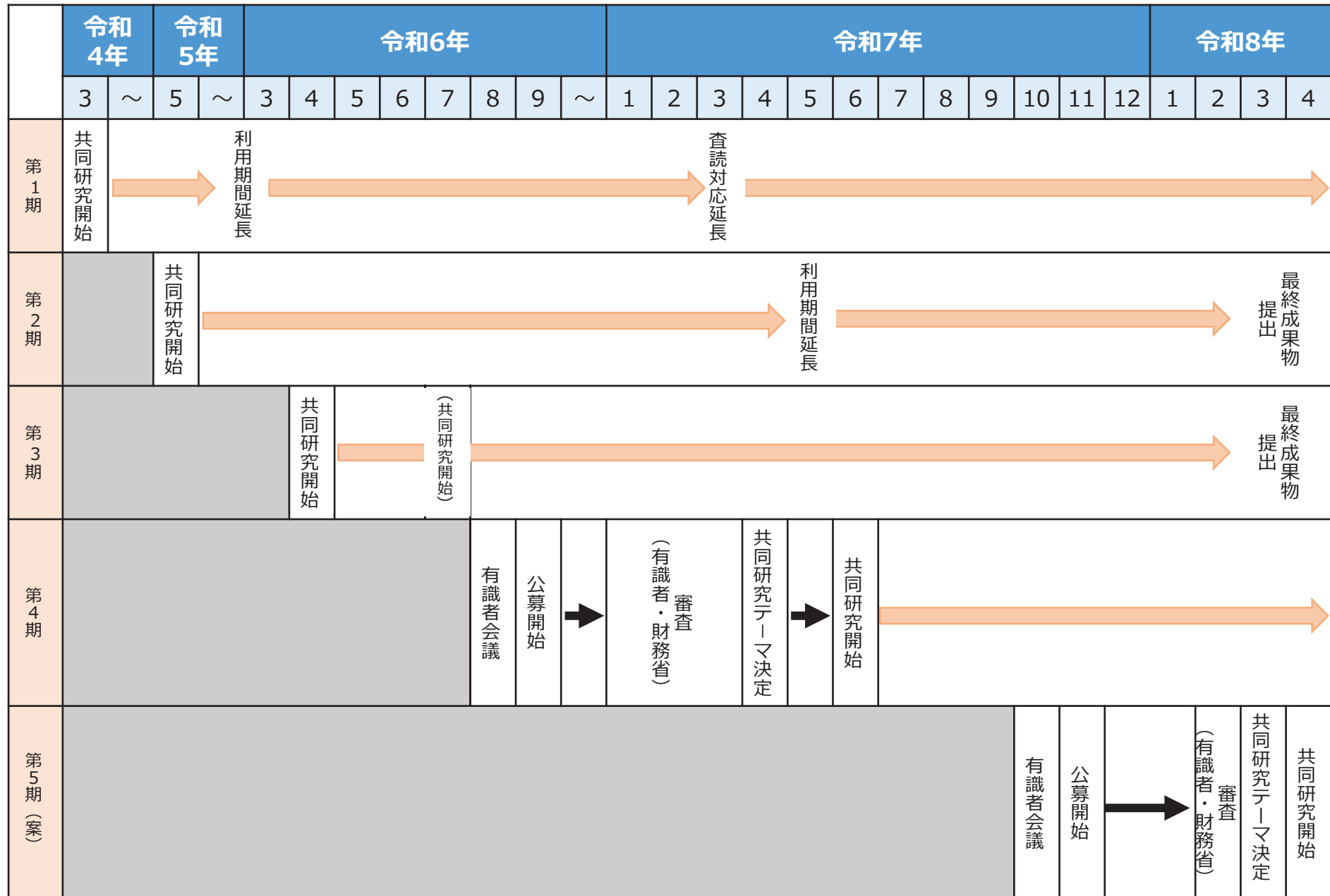
⑧～⑭ [略]

3. 今後のスケジュール（案）

第5期 公募スケジュール（案）



(参考) これまでの共同研究のスケジュール



4. 既採択研究における申出内容の変更について

既採択研究における申出内容の変更

変更の概要

第3期共同研究の齊藤教授チームと第4期共同研究の伊藤教授チームより、申出内容の変更について届出があったところ、ガイドラインの規定に則り、有識者会議での審査が必要になるため、ご意見を賜るものである。変更の概要は下記のとおり。

① 輸出入申告データと照合を行うデータの追加（第3期齊藤教授チーム）
欧州特許庁「PATSTAT」

② 輸出入申告データと照合を行うデータの追加（第4期伊藤教授チーム）
東洋経済新報社「海外進出基本調査」及び世界銀行「World Development Indicators」の追加を希望

（参考）ガイドライン抜粋

第9 利用後に申出書の記載事項等に変更が生じた場合

1 利用者の都合により変更が生じた場合の手続

財務省による承諾がなされた申出書に係る記載事項について、利用者の都合により変更が生じた場合は、次のとおり対応する。

(1) 有識者会議の審査を要しない変更

財務省が認めた利用目的、要件に影響を及ぼさないと判断される次のような変更が生じた場合は、代表者になっている申出者は所属等変更届出書に変更事項を記載の上、直ちに財務省に届け出る。

- ① 利用者に関する申出内容（氏名等）に変更が生じた場合
- ② 利用者の人事異動等に伴い所属機関に関する申出内容（所属機関名等）に変更が生じた場合（ただし、所属機関自体が変更になった場合は、第8の1(2)の手続も行うものとする）
- ③ 利用者を除外する場合
- ④ 研究等の成果の公表形式を変更する場合（公表する学会誌の変更等）
- ⑤ 研究等の成果の公表に係る手続が進行中に、利用期間の延長を希望する場合

⑥ 個票データ等の利用期間中に新たな外部研究資金を獲得した場合

(2) 有識者会議の審査を要する変更

(1) 以外の場合は、再度審査を行う必要があるものとし、申出者は、原則として改めて申出書を提出するものとする。ただし、申出書の記載事項のうち1項目のみを変更する場合は、記載事項変更依頼申出書により申出を行うことができる。

財務省は、記載事項の変更の申出を受けた場合は、当該申出の審査を第6の規定に準じて行い、その承諾・不承諾について第7の規定に準じて代表者になっている申出者に通知する。

なお、有識者会議の審査を要する変更が生じた日から、財務省が再度、個票データ等の利用の承諾をするまでの間、当該変更に基づく個票データ等の利用はできないことに留意する。